



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

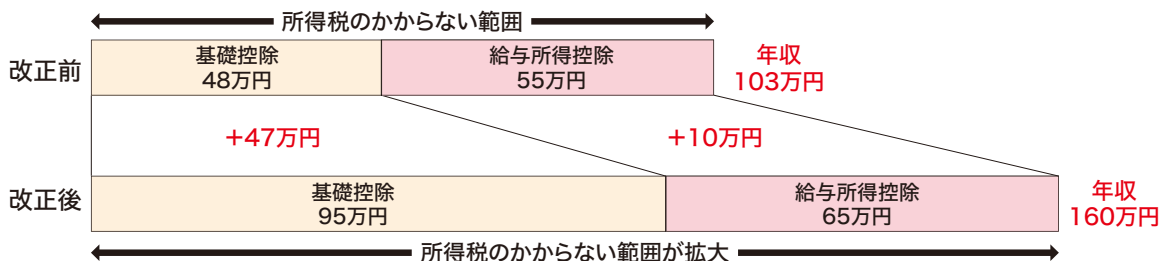
TAX & LAW



TKC近畿兵庫会東播支部
広報委員 木村貴之

令和7年分から所得税の課税ラインが変更 「年収103万円」から「年収160万円」に

これまで給与所得者（会社員、パート・アルバイト等）に所得税がかからないラインは「年収103万円まで」でしたが、令和7年分から「年収160万円まで」（基礎控除額95万円＋給与所得控除の最低保障額65万円）に引き上げられます。



「年収103万円の壁」が見直されることで、給与収入200万円相当～2,545万円相当の人は、2万円～3万円の所得減税となります^{※1}。

世帯累計ごとの所得税の減税額（目安）

【単身世帯の場合】

給与収入	減税額
200万円	2万4,000円
400万円	2万円
800万円	3万円
1,500万円	3万3,000円

【夫婦共働き世帯の場合】

給与収入(それぞれの給与収入)	減税額
計400万円(200万円+200万円)	計4万7,000円
計800万円(400万円+400万円)	計4万円
計800万円(600万円+200万円)	計4万4,000円
計2,000万円(1,000万円+1,000万円)	計4万円

年収103万円の壁を意識していた人は働き方を見直すチャンスになりますが、一定の年収（約106万円・110万円・130万円）を超えると、社会保険への加入が必要になる場合があるとともに、住民税^{※2}が課税されます。また、年収によっては社会保険加入に伴い、手取り金額が減ることもあります。

※1 令和7年分の所得税については年末調整で減税されます。また、給与収入200万円相当超850万円相当以下の人の場合、「令和7年分・8年分」と「令和9年分以降」では減税額が変わります

※2 住民税の課税ラインは110万円ですが、自治体によっては110万円以下でも課税されます

参考文献：「事務所通信 年収の壁臨時号」（TKC出版）

